

我が国の知的財産に係る取組

経済産業省経済産業政策局

大臣官房審議官

鈴木 英夫



説明内容の構成

I. 我が国の知的財産保護に対する国際的取組

1. 知的財産を取り巻く国際情勢とニーズ (スライド 2-3)

2-1. 世界的出願増と権利付与遅延 (スライド 4)

2-2. 制度・審査、保護レベルの相違 (スライド 5)

2-3. 出願増と制度等の相違に対する取組 (スライド 6)

2-4. 南北問題、途上国における知的財産保護 (スライド 7)

2-5a. 南北問題に対する取組 (スライド 8)

2-5b. 途上国の知的財産保護に対する取組 (スライド 9-12)

2-6a. 水平分業型イノベーションと取組 (スライド 13)

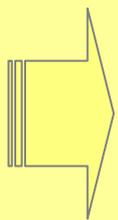
2-6b. コンテンツビジネスと取組 (スライド 14-16)

II. 我が国の知的財産保護に対する国内的取組 (スライド 17-21)



1. 知的財産を取り巻く国際情勢とニーズ(1)

近年、経済のグローバル化や技術の高度化・複雑化等を背景とし、世界の知的財産を巡る状況は大きく変化し、様々な課題に面している。



世界的な知的財産の重要性の認識向上と権利取得活動の急速な拡大は、同時に各国の審査処理負担の増加や制度相違に伴う出願・審査コスト等の問題が発生。

また、南北問題など、

①知的財産制度のグローバル化の進展

②各国ごとの発展段階に応じた制度を求める動き

この2つの両立が課題。

我が国産業界のニーズ

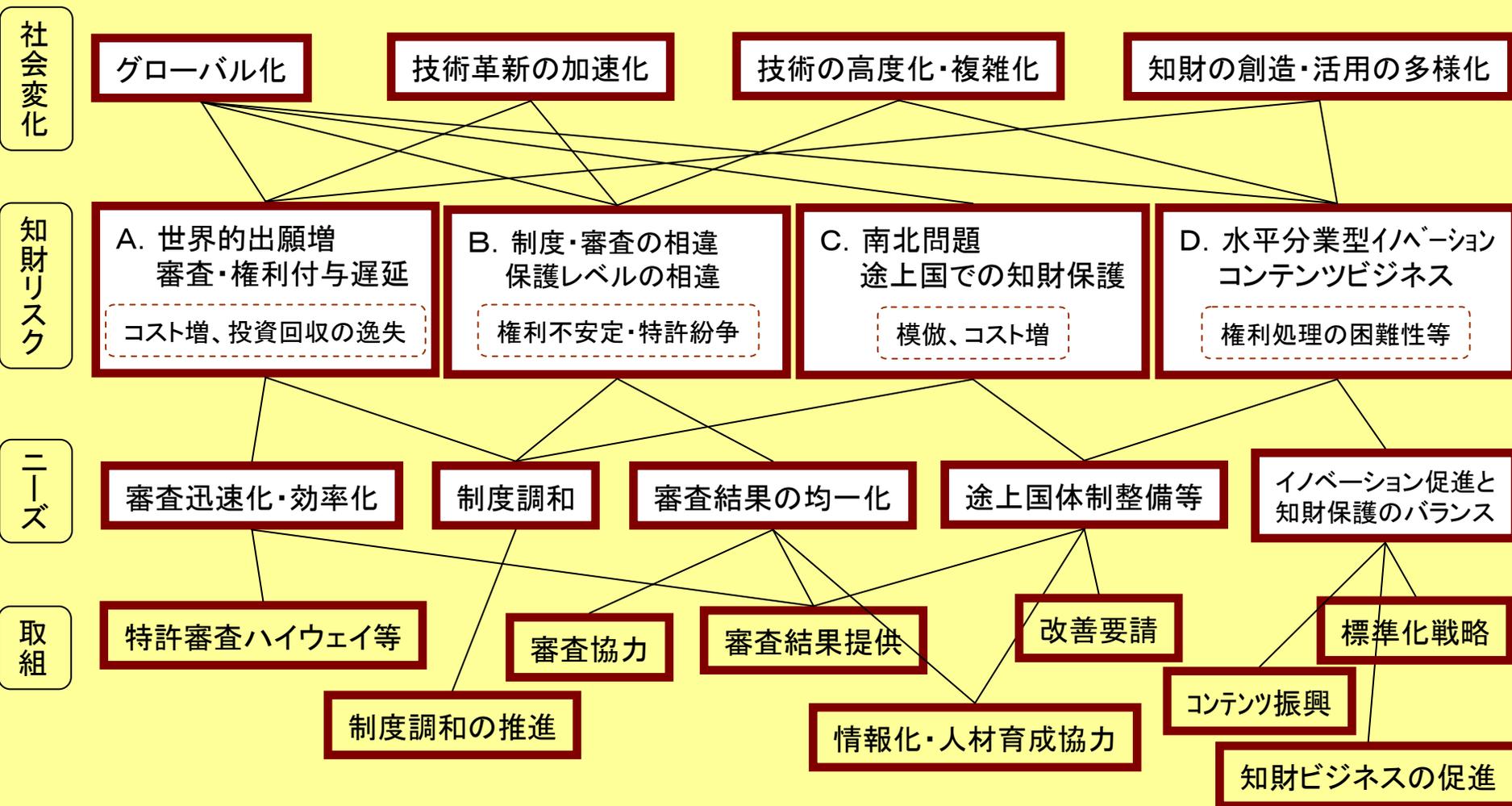
こうした環境変化に対応し、国際的に活動する我が国企業が迅速に安定した権利をグローバルに低コストで取得できる知的財産保護の環境整備

我が国は、我が国産業界の要望を捉えつつ、広く世界経済の健全な発展・成長のためには、イノベーションの促進とそれを支える知的財産の適切な保護・活用が不可欠であるとの認識から、国際的・国内的に知的財産の適切な保護がなされる環境整備に向けた取組を重視。

特に南北問題の本質的な解決に向けては、途上国の自立的経済発展を促すための技術移転や外国直接投資を呼び込む知財制度等の環境整備、キャパビルを重視。



1. 知的財産を取り巻く国際情勢とニーズ(2)



産業界の視点	政府の視点
企業価値の向上、ツールとしての知財制度、活動リスクの低減	我が国の経済成長、インフラとしての知財制度、国際協調



2-1. 世界的出願増と権利付与遅延

○OWTO/TRIPS協定の発効後(94年成立。95年発効)、10年で世界の特許出願件数は急増。
(94年:93.8万件→05年:166.5万件。約1.8倍)。

○経済グローバル化に伴い、各国に重複して出願されるケースが増加。

全世界の特許出願件数約166万件のうち、外国へは約63万件(約38%)。また、日米欧中韓へは約77%。(2005年)

日米欧中韓約135万件のうちの約40万件(約3割)が相互に重複して出願。(2006年)

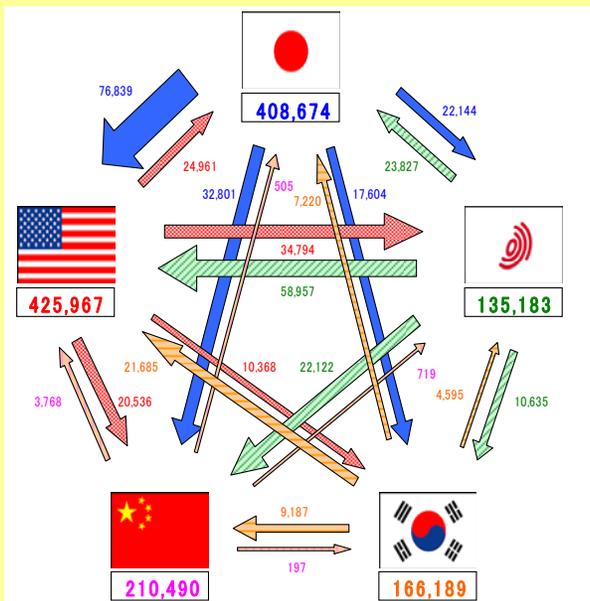
○世界的出願増は、世界各国の特許庁において審査負担増に直結し、審査処理の遅延に。

<世界の特許出願総数>



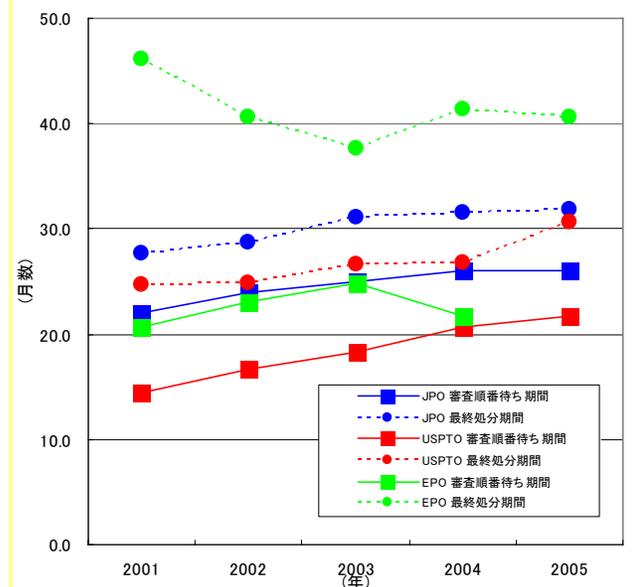
出典:WIPO PATENT REPORT2007

<日米欧中韓の出願状況(2006年)>



(出典)各庁年報・ホームページ

<三極の審査順番待ち期間と最終処分期間>



(出典)三極統計報告



2-2. 制度・審査、保護レベルの相違

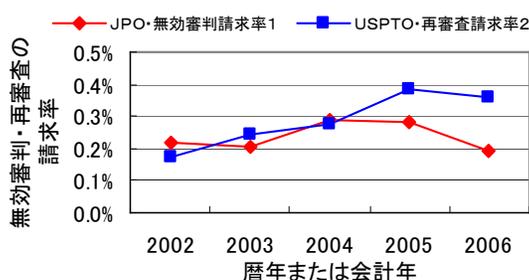
○知財制度や審査実務の相違を背景にした知財の保護レベルの相違(保護される客体や権利範囲の相違)は、グローバル化に伴い、益々ビジネスリスクに。

○知的財産の取得や保護の段階での不確実性を極力抑えることが、ビジネスリスクを減らす。

- ・日本で保護される発明が、他国では保護されるべき発明とされない、逆に、日本では特許と認められないものが他国で権利化されるなど、効率的、戦略的なグローバル展開にとってマイナス要因。
 - ・一度取得した特許権等に基づいて事業活動を開始した後の、当該権利の無効判断による事業活動停止のおそれ。
 - ・特許権侵害訴訟による訴訟コスト、高額な損害賠償金やライセンス料の支払い、事業活動停止のおそれ。
- 可能な限り事前に不確実性が抑えられる、予見可能性の高いシステムが求められる。

○審査結果の相互利用(ワークシェアリング)にあたって、審査の質が均一でない状況のままでは、他庁の結果の利用性に限界が生じ、有効に機能しない懸念がある。

特許後の無効審判・再審査の請求率



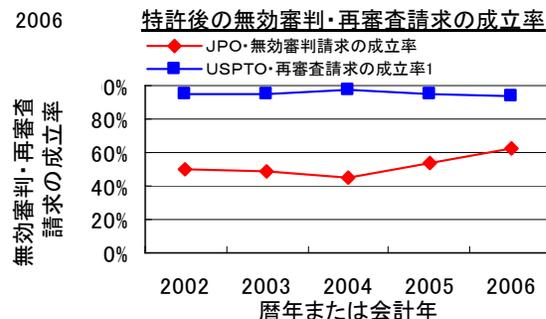
1 各暦年の無効審判請求件数を特許登録件数で除したものの、したがって、各暦年で登録された案件が実際に無効審判請求された率とは異なる点に注意。
2 米国再審査の件数は、当事者系(inter Partes)と査定系(Ex Parte)の両者を含むもの。各会計年の再審査請求件数を特許登録件数(Utility Patentsのみ)で除したもので、したがって、各会計年で登録された案件が実際に再審査請求された率とは異なる点に注意。

資料 日本:特許行政年次報告書2007年版(統計・試料編) 産業構造審議会 第11回知的財産政策部会 配付資料4「審判制度の現状と課題について」を基に特許庁作成

米国: Performance and Accountability Report Fiscal Year 2006. 会計年ベース。

<大統領経済諮問委員会
年次報告書2006年版より>

<審査の質の日米比較>



米国特許の質の低下

1989年～1996年に行われた特許侵害訴訟のうち、46%について特許は無効であるという判断が出されている。

2500万ドル以上の損害賠償が求められている特許関連訴訟においては、原告／被告それぞれが平均400万ドルもの法定費用を負担し、平均3.5年の訴訟期間を費やしている。

訴訟予見性の低さ

特許訴訟には、絶大な不確実性がある。最近の研究によれば、公訴された全特許判決の50%が、少なくとも一部が控訴審で逆転している。(下院裁判所・インターネット・知的財産小委員会:公聴会 インテル社 デヴィッド・サイモン最高特許顧問の証言より)

2-3. 出願増・制度等の相違に対する取組

出願増・審査負担増による権利付与遅延、制度や審査の相違による保護レベルの問題へ対処するには、各庁の重複出願の審査をワークシェアリングによって軽減化するとともに、ワークシェアの実効性向上・審査の質の均一化等に資する制度調和の推進が不可欠。我が国は、世界をリードして審査協力や制度調和を促進する。

ワークシェア・特許制度調和の推進に向けた具体的取組

1) 審査協力の拡大

特許審査ハイウェイのネットワーク拡大(米韓英独と開始済み)、審査結果の早期発信等、審査結果の相互利用を推進。

2) 出願人の手続負担軽減に対する取組

① 出願様式の共通化 日米欧のいずれの特許庁にも共通して出願することができる様式について、

2007年11月に最終合意に至った。我が国においては、2009年からの実施を目指す。

② 優先権書類の電子的交換 [日米欧で55億円のコスト削減]

日欧間、日韓間に加え、日米間で2007年7月に開始。今後も、その他の国への拡大を目指す。

3) 先進国による特許制度調和の推進

2006年9月長官級会合：議長提案の包括妥協案に基づき条約条文案を作成することに合意。

2006年11月実務者会合：米国は米国型のグレースピリオド(出願猶予期間)の導入を条件に、先願主義移行に柔軟な姿勢。他方、欧州の一部はグレースピリオド拡大に消極的。

2007年9月長官級会合：先願主義への移行やグレースピリオドの拡大を含む作業部会議長提案の項目リストについて、各国間で一定の共通理解が得られ、今後作業部会で更なる議論が行われる見通し。

- 日米新共同イニシアティブ (2007年1月8日合意)
- 日米欧中韓五大特許庁会合 (2007年5月11,12日初開催)
- 特許取得手続におけるAPEC協カイニシアティブ(2007年9月合意)

国際的なワークシェアリングの推進に向け、日本が世界をリードして審査協力と特許制度調和を促進

2-4. 南北問題・途上国における知的財産保護

○南北問題

- ・途上国における特許出願の殆どが非居住者(先進国)からのもの。途上国による、特許制度の導入は自国のためではなく、結局は先進国のためなのではないかという疑念。
- ・それに対し、途上国においては、公衆衛生・医薬品アクセス(一定の知的財産の制約)や、自国に存在する遺伝資源、伝統的知識・フォークロアを自らの強みとすべく、その保護を国際的な議論の場で主張。先進国と相容れず。制度調和などの国際的議論が停滞する傾向。制度調和議論の停滞は、先進国、途上国を問わず誰の利益にもつながらない。

○我が国の認識

- ・途上国の事情にも配慮しつつ、国際協調を図ることは必要であるが、南北問題の本質的な解消に向けては、自立的発展を促すことが重要。
- ・自立的発展のためにはイノベーションが必要不可欠。しかし、知的財産制度等のインフラ整備が図られないと、技術移転や外国直接投資が積極的に進まず、イノベーションによるダイナミックな経済発展は望めない。さらに模倣品、海賊版の氾濫は、自国産業の適正な成長をも阻害。
- ・自立的発展を促すため、技術移転の促進や外国直接投資を呼び込む知的財産制度等のインフラ整備を図ることが急務であり、そのための協力が重要。

土台となる枠組みづくりに向けた制度整備の要請と機械化等のキャパビル

適切な運用に向けた執行面に対する要請と人材育成等のキャパビル

2-5a. 南北問題等に対する取組(1)

発展途上国における知的財産制度の整備・拡充に向けた取組

協力

情報化、人材育成協力

アジア太平洋地域を中心に過去11年間で2500人以上の研修生を受け入れ。
2007年5月には、大臣間において日印間における知的財産分野での協力に関する覚書を締結。
今後はWIPOのスキームを利用してアフリカ諸国への支援を拡大。

特許取得手続におけるAPEC協力イニシアティブ

APEC域内において、特許審査結果の活用促進、機械化／情報化の推進、特許審査能力の向上を図る。

要請

経済連携協定(EPA)交渉等を活用した要請

迅速かつ的確な知財保護

(これまでの成果)
我が国審査結果の受入(シンガポール、マレーシア)／我が国審査結果を利用した早期審査(タイ、インドネシア)／類似意匠及び部分意匠制度の導入(インドネシア)／外国周知商標の保護(マレーシア、インドネシア)／インターネットに対応した著作権法制の整備(フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア)／未締結の著作権関連条約への早期加盟(インドネシア)等

手続の簡素化・透明性向上

特許出願日から18月後の出願公開制度の導入(マレーシア)
公証義務の原則禁止(フィリピン、インドネシア)、包括委任状制度の導入(インドネシア)等
TRIPS協定以上の保護規定の導入(マレーシア、フィリピン、チリ、インドネシア、タイ)／著作権権利執行の確保(マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア)等

エンフォースメント強化

中国への要請

知財法の整備

中国専利法改正調査団との意見交換・シンポジウム(2006年9月)

官民による知財保護強化の要請

官民合同訪中ミッション派遣(第5回:2007年9月)



2-5b. 途上国の知財保護に対する取組(1)

日本のコンテンツ人気に便乗し、模倣品が氾濫

本物のクレヨンしんちゃんが、偽物として、中国政府に撤去される事例が発生。

○出版元の双葉社が上海などで販売したところ、絵柄をコピーした商品が中国語名の「蜡筆小新(クレヨンしんちゃん)」として、既に商標登録されていたため、**本物が「商標権侵害」として売り場から撤去させられた。**



コピー商品の商標登録取り消しを
当局に請求！



2-5b. 途上国の知財保護に対する取組(2)

模倣品・海賊版問題の解決に向けた取組

海外

➤ 模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の提唱

G8 グレンイーグルズ・サミットで当時の小泉総理より提唱。以来、我が国は、先進国及び知的財産権保護に高い志を有する途上国とともに、本条約構想の実現に向けて積極的な議論を続け、2007年10月23日には、日米欧において同時に、本条約構想に向けて集中的な協議を開始していくことを発表。

➤ 二国間会合等を通じて対策の強化を要請

経済産業省と中国商務部の定期協議、日中特許庁長官会合等において法制度の改善要請。

➤ 官民合同ミッションの中国派遣

中国に対し知財に関する法制度・運用面の改善等、模倣品・海賊版対策の強化を要請するとともに、中国特許庁審査官に対する技術説明会の開催など、知財制度の運用に対する協力を提案。2008年は、インドにもミッションを派遣予定。

➤ ジェット口等を通じた模倣品・海賊版対策

- ・海外での模倣品・海賊版被害に関する相談事業
- ・現地法律事務所、調査会社等の紹介
- ・現地の法制度や侵害事例・判例等に関する情報提供 等

➤ 侵害発生国の執行機関への人材育成協力

模倣品・海賊版被害が生じている国・地域における権利行使能力向上を図るため、現地の税関、警察等の関係機関の人材育成を支援。これまで、アジアを中心に16ヶ国、231名の取締機関職員を我が国に招聘して研修を実施。

国内

➤ 消費者に対する普及啓発

知的財産権の重要性や模倣品・海賊版の購入が犯罪に荷担するおそれがあることを消費者に周知すべく、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施。

➤ 「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」の設置

平成16年8月に、政府における模倣品・海賊版被害に関する相談のワンストップサービスとして「総合窓口」を経済産業省内に設置。



2-5b. 途上国の知財保護に対する取組(3)

海賊版対策の強化

世界各国において氾濫している我が国コンテンツの海賊版対策の徹底化を図るため、①エンフォースメント支援体制の拡充・深化、②アウェアネスの獲得・向上、③正規版流通環境整備を中心とした、実践的な支援事業を継続的に実施する。今後、業界ニーズを踏まえ、実効的な支援事業を継続的に実施。

I. エンフォースメント支援体制強化

海賊版流通の拠点（中国など）において、知的財産の侵害等に関する情報収集、相談業務、調査等の日本の企業が海外でのエンフォースメントに取り組む際の支援となりうる現地の基礎的情報の収集や発信、摘発支援等の活動を行う。

II. アウェアネス獲得・向上

現地行政機関との緊密な連携、相互理解、消費者の意識向上等を図るため、コンテンツセミナー／フォーラム等の普及・啓発活動を実施する。

III. 正規版流通環境整備

海賊版撲滅に資するため正規版流通の促進を行う。各国の投資・外貨管理等規制、内容検閲等正規版流通の障害となっている参入障壁や取引実態を把握し、既存流通形態の改善および新規流通形態の開発を行う。

《官民合同の取締》

～アジアで海賊版397万枚押収～

コンテンツ海外流通促進機構（CODA）では、CJマーク（コンテンツ海外流通マーク）委員会においてアジアにおける海賊版対策を実施。

（日本コンテンツ共通のマークを策定し、海外でその商標を登録することにより海賊版の簡易・迅速な摘発を可能とするもの）

香港・中国・台湾の取締執行機関と共同で日本コンテンツの取締活動を実施。

2005年1月から2007年9月までの間で、合計4,491件の摘発を行い、合計397万枚の海賊版DVD等を押収し、1,517名を逮捕。



(参考)中国に対する知財保護の取組

- 中国への特許出願件数、商標出願件数は**急増**。
- 我が国は、日中特許庁長官級会合(昨年までに14回開催)による協力関係構築をはじめとして、第三次大改正が予定されている専利法(我が国における特許法、実用新案法、意匠法に相当)、商標法等の改正に関して我が国産業界の意見を踏まえた要望、人材育成協力、官民合同ミッション等を通じ、**知財制度・運用の整備、エンフォースメントの強化等を働きかけている。**

◎日中商標長官会合、日米欧商標三極会合(2007年10月)

- ・日中商標長官級会合:2003年11月以来、4年ぶり
 - 中国における審査処理の迅速化や商標法改正等の課題について意見交換。
 - 業務効率化やIT化における協力、出願人への情報提供等の協力関係の継続に合意。
 - 商標法改正について、外国周知の未登録商標の保護、類似商標に係る商標権侵害の刑事罰化等が我が国産業界の関心事である点伝え、意見交換を継続することとした。
- ・日米欧商標三極会合
 - IT化や効果的な事務処理、周知商標保護等に向けた三極による協力の方向性や、三極共同による中国国内でのワークショップの開催等について議論。
 - 三極に中国も交え、出願・処理状況や電子化状況、審査の迅速化の施策等の運用事項の情報交換を実施。

◎日中特許庁長官会合(2007年11月)

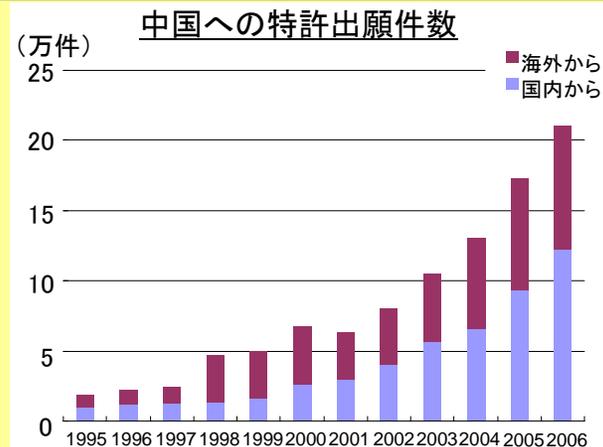
- 専利法改正・実施細則改正についての日中間の意見交換を継続。
- 両庁間の審査官交流、意匠分野での日中審判会合、日中IT専門家会合等の開始に合意。
- 人材育成協力の継続、両庁人材育成機関間の交流にも合意。

◎人材育成協力

- ・1996~2006年度の間に、中国より472名受入(総数2576名)
- ・我が国からの専門家派遣も実施。

◎官民による知財保護強化の要請

- ・官民合同訪中ミッション派遣(第5回:2007年9月)



2-6a. 水平分業型イノベーションと我が国の試み

○水平分業型イノベーションへの動き

- 経済のグローバル化、技術の複雑化、高度化などを背景とし、イノベーション構造が変化。
- 研究開発から製品化までの全てを自前で行うのではなく、国内外を問わず、外部の技術力・研究開発体制(人・設備)・研究開発資金を活用する、アウトソーシングや共同研究開発によって自社の研究開発や製品化を最適に進めていく、グローバルな水平分業型イノベーション、オープンイノベーションへの動きが進む。

○技術の標準化と知財戦略

- オープンイノベーションにより、技術の標準化の重要性が高まるとともに、標準化にあたって不可避な知的財産の取扱いに係る問題も重要性を増す。
- グローバルな優位性を確保するためにも積極的な自社技術の標準化による競争優位戦略への取り組みが必要。
→パテントプールなどの権利処理の円滑化の推進
→国際標準化戦略と知的財産戦略の戦略的・一体的な推進

○新たなプレーヤーの出現

- オープンイノベーション、技術の標準化等を背景として、知的財産自体への投資が発展し、知的財産担保投融资、知的財産信託、パテントプール管理ビジネスなど、知的財産の活用・流通市場を支える新たなビジネスの担い手が出現。

今後、イノベーションの動きをさらに加速させるため、戦略的に企業内外の知的資産を最適に組み合わせ、活用することによって優位性を確保する経営(知的資産経営)を推進するとともに、知財ビジネスの担い手の拡充等、知的財産の活用・流通市場の成長を促進することが重要。

2-6b. コンテンツビジネスと我が国の試み(1)

国際的に評価の高い日本コンテンツ

○マンガ、ゲーム、アニメなどの日本のコンテンツは、世界各地で注目される。

- ・世界のテレビアニメ放送の6割は日本製
- ・宮崎駿監督がベネチア国際映画祭名誉金獅子賞を受賞(2005年)
- ・河瀬直美監督がカンヌ国際映画祭においてグランプリを受賞(2007年)

○映画・音楽・TVドラマも海賊版の氾濫が示すように、アジアを中心にニーズが拡大。

○ジャパニーズ・ホラーを中心に日本映画のリメイク版がハリウッドに進出。

《世界で評価の高い日本コンテンツ》

- アニメ「ポケットモンスター」は、テレビ放送68カ国、映画46カ国にて上映、映画の全世界の興行収入約3億ドルに上る。
- 米国で公開された日本映画の最高記録は、「ポケモン ミュウツーの逆襲」で興行収入8600万ドル。
- ハリウッド映画会社が日本製アニメの権利購入・映画化。日本での放映を経ずに海外での放映を目的とした製作も増加。
- 2004年10月には、日本でヒットした「呪怨」のリメイク版「The Grudge」(清水崇監督)が興行成績でトップを獲得(日本人監督作品ではハリウッド史上初。興収は約1億ドル)し、3位には「Shall we ダンス？」(興収5680万ドル)のリメイク版が入り、トップ3に2作品が入る快挙となった。



2-6b. コンテンツビジネスと我が国の試み(2)

I. 海外市場、ブロードバンド市場など新しいフロンティア市場を開拓するとともに、映像市場のデジタル化や国際共同製作を促進。

→コンテンツ産業の構造改革を推進。

① コンテンツ産業の積極的国際展開

ーJAPAN国際コンテンツフェスティバルの開催、国際共同製作の促進、海賊版対策等

② ブロードバンド市場の確立

ーコンテンツポータルサイト構築支援、ネット上のビジネスマーケットの構築等

II. コンテンツ制作部門を活性化し、優秀な人材の確保・育成を目指す。

③ コンテンツ人材の育成

ープロデューサー育成カリキュラム・テキストの普及活用、インターンシップ事業の推進等

④ 制作事業者による資金調達環境の整備

ーコンテンツファンドや知的財産権信託の活用促進、政策金融による補完等

⑤ 流通事業者と制作事業者の間の公正な取引環境の確立

ー下請法施行に伴う競争政策の充実、モデル契約の策定等

デジタル化・ネットワーク化社会における著作権法
制度の在り方についても検討中



2-6b. コンテンツビジネスと我が国の試み(3)

映画の盗撮の防止に関する法律の概要

①目的

映画の盗撮により作成された海賊版ソフトが多数流通し、映画産業に多大な被害が発生していることから、映画の盗撮を防止するために必要な事項を定めることにより、映画文化の振興及び映画産業の健全な発展に寄与すること

②概要

映画の盗撮の定義

映画の盗撮とは、映画館等において有料上映中の映画(無料試写会で上映中のものを含む。)について、当該映画の映像の録画又は音声の録音をすること。

映画産業の関係事業者による映画の盗撮の防止

興行主その他映画産業の関係事業者は、映画の盗撮を防止するための措置を講ずることが義務づけられている。

映画の盗撮に関する著作権法の特例

- 劇場における上映映画の盗撮行為は、著作権法第30条第1項の私的使用目的による複製を認める規定が適用されない。
→ 罰則は著作権法第119条第1項が準用され、10年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科
- 上記の規定は、日本国内における最初の有料上映後8ヶ月を経過した映画については適用しない。

③施行期日

公布の日の3か月後から施行(公布:2007年5月30日 施行:2007年8月30日)

<盗撮による海賊版の流通>

○日本の映画館において映画の盗撮が行われ、海賊版の作成、頒布が確認された作品例

(2006年劇場公開映画)

- | | |
|-------------------|------------|
| ・博士の愛した数式 | ・UDON |
| ・LIMIT OF LOVE～海猿 | ・日本沈没 |
| ・ダ・ヴィンチ・コード※ | ・武士の一分 |
| ・THE 有頂天ホテル | ・硫黄島からの手紙※ |
| ・ゲド戦記 | |

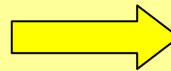


- ・映画館の観客数の減少
- ・ビデオソフトの販売、レンタルの売上げ減少

映画産業への被害推測
年間200億円

※「ダ・ヴィンチ・コード」及び「硫黄島からの手紙」

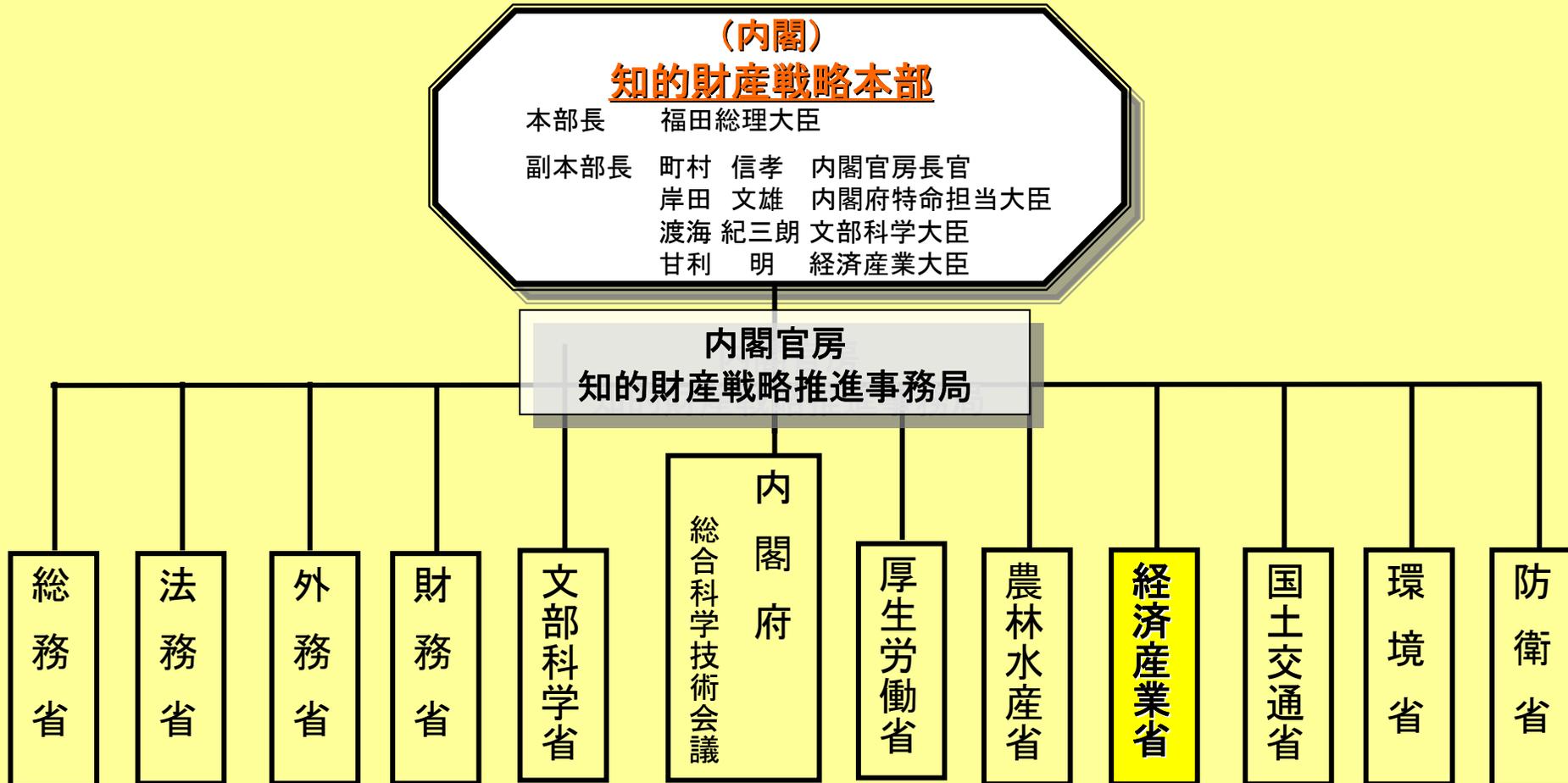
は洋画であるが、日本公開後1ヶ月以内に日本語字幕の入った海賊版の流通を確認



知的財産立国としての
日本の姿勢を問われる

Ⅱ. 知的財産保護に向けた国内の取組(1)

内閣に設置された知的財産戦略本部を頂点に、各省庁が一体的な施策を実施している。



Ⅱ. 知的財産保護に向けた国内的取組(2)

「知的財産推進計画2007」

<知的財産戦略本部(本部長:内閣総理大臣)決定>

07年5月31日

知的創造サイクル

知的財産の創造

- ・分野別知財戦略の策定
- ・産学官連携の推進

知的財産の保護

- ・世界最高水準の特許審査の実現
- ・模倣品・海賊版対策の強化

知的財産の活用

- ・中小企業支援
- ・地域ブランド保護

特許審査迅速化・効率化推進本部

(本部長:経済産業大臣)

「行動計画」

06年1月17日

安倍総理所信表明演説

「イノベーションの力とオープンな姿勢により、日本経済に新たな活力を取り入れます」

06年9月

「経済成長戦略大綱」改訂

07年5月28日

「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」

07年1月25日

1. グローバルな権利取得の促進と知財保護の強化
2. 特許審査の迅速化・効率化に向けた更なる取組
3. 企業における戦略的な知財管理の促進
4. 地域・中小企業の知財活用に対する支援の強化



(参考) 「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」

第1 グローバルな権利取得の促進と知財保護の強化

<外国特許庁との協力>

- 特許審査ハイウェイの更なる展開。
- アジア地域の途上国に対する知的財産制度の整備に向けた協力。
- 特許取得手続におけるAPEC協カイニシアティブの推進。

<制度の国際調和の推進>

- 日米欧三極間における出願様式の統一。
- 「特許法条約」(手続面)への早期加盟に向けた検討。
- 先願主義への統一を含む「実体特許法条約」草案の合意を目指す。

<アジア等における模倣品・海賊版対策の強化>

- 「模倣品・海賊版拡散防止条約」(仮称)の早期実現。
- 先進国とのEPAにおける高いレベルの模倣品・海賊版対策関連規定の追及。
- 官民合同模倣品・海賊版対策ミッションの派遣拡大。
- 消費者に対する普及啓発及び企業の模倣品・海賊版対策に対する支援の拡充。

第2 特許庁による審査迅速化・効率化に向けた更なる取組

- 任期付審査官の増員など必要な審査官の確保。
- 先行技術調査の民間外注の拡大。
- 「品質監理室」を設置し、審査の品質管理体制を強化。
- 光ディスクなど重要技術分野における学術文献等DBの構築。

第3 企業における戦略的な知財管理の促進

- トップ懇談等の着実な実施。
- 「知財戦略事例集」の策定・公表。
- 大臣と有識者が意見交換を行う「特許戦略懇談会」の開催。
- 優れた知財活動を行う特許戦略優良企業に対する表彰。
- 「特許行政年次報告書2007年版」及び「特許戦略ポータルサイト」による、企業の知財戦略立案に資する情報提供の実施。
- 出願・審査請求構造の改革。
- 特許電子図書館(IPDL)の機能強化、特許と論文情報の統合検索を可能とするための特許公報照会システムの運用開始。
- 審査官端末と同等のサーチ端末を用いた研修の受講定員の拡大。

第4 地域・中小企業の知財活用に対する支援の強化

- 地域知財戦略本部(全国9か所)の活動の充実。
- 特許先行技術調査に対する支援の更なる拡充。
- 知財駆け込み寺の機能強化。
- 中小企業支援施策の普及の抜本的強化。



Ⅱ. 知的財産保護に向けた国内的取組(3)

技術情報の適切な管理と産業競争力確保

- ▶ 権利化した知的財産の保護に加え、経済のグローバル化や人材の流動化、設計・生産プロセスのデジタル化等が進展する中で、企業の競争力の源泉となる技術情報、中でも秘密情報の適切な管理がより一層重要となっている。
- ▶ 技術情報の適切な管理を促し、その保護を図ることは、継続的にイノベーションを生み出し、我が国における生産性向上に向けた取組が、継続的かつ発展的になされる基盤を確保する鍵となるもの。



我が国の技術情報の適切な管理に向けた取組

イノベーション促進と、それによる競争力確保に向け、我が国における技術情報の適切な管理の促進、技術流出の防止を重要施策と位置づけ、以下の取組を実施。

不正競争防止法改正による営業秘密の保護強化

- 営業秘密侵害行為のうち、特に悪質な行為に対しては、
- ・10年以下の懲役又は1千万円以下の罰金(又は併科)
 - ・営業秘密を国外で使用・開示した場合も処罰
 - ・法人も両罰規定により3億円以下の罰金

企業における技術管理に対する取組の促進

「営業秘密管理指針」、「技術流出防止指針」の策定・周知



Ⅱ. 知的財産保護に向けた国内的取組(4)

我が国の技術情報の適切な管理に向けた取組(つづき)

技術情報の適切な管理に係る総合的な検討の開始

情報流出の全体像を鳥瞰し、法制度の在り方の検討等のハード的対応策から、企業の自主的取組の推進等のソフト的対応策まで、産業情報の適切な管理のための諸方策を総合的に検討する研究会を立ち上げ。2007年10月に第1回を開催し、年度内を目途に論点整理を行う予定。

主要な検討課題

- 「流出を防止すべき情報」、「流出の経路」、「失われる保護法益」についての包括的な分析・整理
- 特許情報の公開の在り方
- 政府資金で行われた研究の成果の在り方
- 企業・大学・政府における望ましい情報管理の在り方
- 不正競争防止法の営業秘密侵害罪により起訴された例が存在しないことの理由の検証
- 秘密情報の不正領得行為一般に対する刑事罰の創設の検討
- 刑事裁判の在り方
- 技術流出防止のための政府の体制の在り方

